

サプライチェーン

- 203 「サプライチェーン」トップメッセージ [🔗](#)
- 204 方針・体制 [🔗](#)
- 208 サプライヤーガイドライン [🔗](#)
- 210 CSR調達の取り組み [🔗](#)
- 223 コミュニケーション&教育 [🔗](#)
- 227 責任ある鉱物調達 [🔗](#)
- 232 サプライチェーン人権デューデリジェンス [🔗](#)
- 237 グリーン購入 [🔗](#)
- 238 紙製品の調達 [🔗](#)

「サプライチェーン」トップメッセージ

健全かつ高い品質を実現するサプライチェーンの構築に取り組んでいます。

サプライヤーとのエンゲージメントをもとに、持続可能なサプライチェーンを構築します

エプソンは、経営理念の根底に流れる「信頼経営」の思想に基づき、サステナビリティ活動を推進することにより、社会課題の解決への貢献と企業の持続的成長を目指しています。また、事業活動を行うそれぞれの国・地域において法令を遵守することはもとより、SDGsやResponsible Business Alliance(RBA)行動規範などの国際的な社会規範を尊重しています。さらに、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」にもあるように、エプソンの責任は、エプソンのバリューチェーンにも及びます。ありがたい姿「持続可能でこころ豊かな社会の実現」のため、「持続可能性」と「人権」という視点でサプライチェーンCSRを推進し、サステナブル調達を行っています。また、生産継続活動(BCM)や再生可能エネルギーへの切り替えと温室効果ガス(GHG)削減を中心としたサプライヤーとの協業活動(「エプソングリーンサプライチェーン」の構築)などの新たな挑戦に対しても、ビジネスパートナーの協力を得て、積極的に取り組んでまいります。

エプソンは、ビジネスパートナーとの公平公正・共存共栄を基本姿勢としたパートナーシップの強化を図り、責任あるサプライチェーンを構築していきます。



常務執行役員
生産企画本部 副本部長
渡辺 潤一

方針・体制

サプライチェーンCSRの目指す姿

エプソンは、経営理念において、ビジネスパートナーとの共存共栄を示す「社会とともに発展」することを掲げ、「なくてはならない会社」となることを目指しています。サプライヤーを含む全てのビジネスパートナーに、高い水準の倫理行動を求めると同時に、パートナーの自主自立を尊重することにより、共存共栄が実現するものと考えています。

また、エプソンは、「持続可能でこころ豊かな社会の実現」に向け、2021年度、エプソンが社会課題を起点に取り組むべき4つの最重要課題「マテリアリティ」を特定し、それらを実現するための12の取り組み「サステナビリティ重要テーマ」を設定しました。マテリアリティ「社会的責任の遂行」に関連するサステナビリティ重要テーマとして「責任あるサプライチェーンの実現」を掲げています。重要テーマそれぞれについて、KPIを設定し、推進しています。

さらに、持続可能な社会実現のための国際的な取り組みであるSDGsの17の目標および169のターゲットとサステナビリティ重要テーマを関連付けしています。エプソングループ全体でSDGs目標達成に貢献していきます。



エプソンは、サプライチェーンCSRの強化の取り組みの手段として、電子電機、小売、自動車、玩具業界の企業アライアンスであるResponsible Business Alliance (RBA)のミッションおよび行動規範を支持し、加盟しています。RBA行動規範は、人権、安全衛生、環境、倫理を網羅する国際的に認められた高い水準でのCSR要求項目で構成されています。RBA行動規範は定期的に見直され、共通に取り組むべきレベルを高めています。

エプソンは、RBA行動規範の遵守とともに、サプライチェーンのデューデリジェンス義務など高いレベルでの取り組みが要求されているRBAの会員資格であるレギュラー会員として、自ら取り組むとともに、サプライヤーにも取り組みを要請し、サプライチェーン全体でのCSRの向上に取り組んでいます。

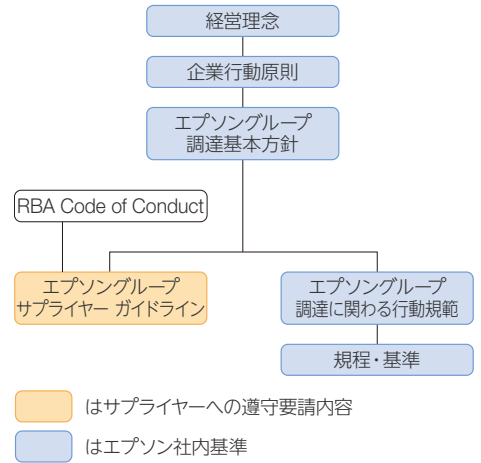
CSR調達方針

エプソンは、経営理念を実現するため、企業行動原則において、重要実施事項を定めています。CSRに関連する人権尊重、環境負荷低減、コンプライアンスの遵守、責任ある鉱物調達などに加え、ビジネスパートナーとの関係構築に向けた基本姿勢をビジネスパートナーとの共存共栄として掲げています。

また、エプソングループ調達基本方針には、調達の基本姿勢として、各国の法令や国際ルールを遵守した調達活動を通じた、人権、環境を含む社会的責任を果たすこと、お取引先様と公平公正・共存共栄を基本とした相互信頼に基づくパートナーシップによる持続可能なサプライチェーンの構築、Q(品質)、C(価格)、D(納期)の安定と適正化によるお客様に価値ある商品やサービスの提供を定めています。

これらの上位方針のもと、エプソングループサプライヤーガイドラインを制定し、エプソンの調達に関する基本的な方針事項をサプライヤーに周知し遵守いただく要請をしています。また、同ガイドラインには、サプライチェーンCSRアライアンスであるResponsible Business Alliance(RBA)が要求する労働、安全、倫理、環境、マネジメントシステムに関する行動規範を含んでいます。

調達活動に関わる行動規範体系



サプライチェーンCSR戦略

エプソンは、経営理念の根底に流れる「信頼経営」の思想に基づき、企業行動原則にのっとりサステナビリティ活動を推進することにより、社会課題の解決への貢献と企業の持続的成長を目指しています。事業活動を行うそれぞれの国・地域において法令を遵守することはもとより、持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)やResponsible Business Alliance(RBA)行動規範などの国際的な社会規範を尊重しています。

さらに、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」にもあるように、エプソンの責任は、サプライチェーンにも及びます。会社の方針「持続可能でこころ豊かな社会の実現」をもとに、「人権」と「持続可能性」という視点で中長期のサプライチェーンCSRの重点施策項目を戦略的に定めています。

これらの取り組みは、SDGsが掲げる目標の実現にもつながるものであり、SDGsが目指す2030年を目標年としています。

ディーセントワークの推進

安全な働く環境の確保

責任ある鉱物調達の実現

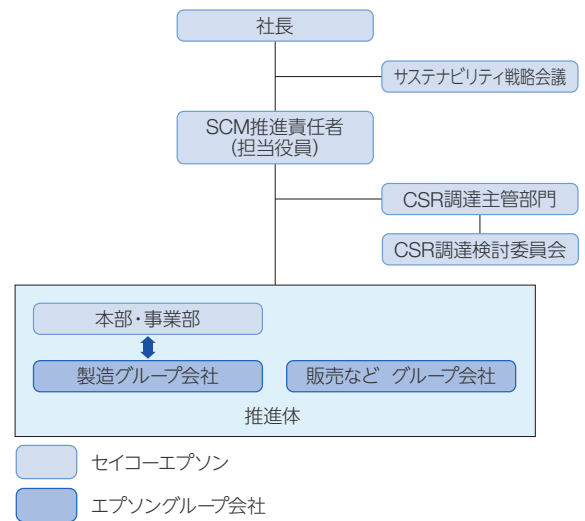
環境負荷低減

サプライチェーンCSR推進体制

セイコーエプソンサプライチェーンマネジメント (SCM) 担当役員は、SCM推進責任者として、サプライチェーンにおけるCSR推進をグループ全体で連携し活動しています。

目標・活動計画は、本社CSR調達主管部門を事務局に、全事業部およびグループ会社の調達部門メンバーからなるグループ横断の「CSR調達検討委員会」において協議し、サプライチェーンマネジメント (SCM) 推進責任者の承認を得て、グループ全体に周知・徹底を行い実行しています。SCM推進責任者は、活動の進捗状況の定期的レビューを行い、さらに、定期的に、取締役が参加する経営会議の一つであるサステナビリティ戦略会議に活動報告し、また、重要事項の審議を受けています。

サプライチェーンCSR推進体制



中期目標 (KGI) と年度目標 (KPI)

サプライチェーンCSRの目指す姿を実現するため、中期目標 (KGI) と年度目標 (KPI) を設定し、活動を推進しています。

中期目標 (2025年度末)

CSR調達：主要サプライヤーのCSRリスクランクをローリスクにする
 責任ある鉱物調達：製品のコンフリクトフリー^{*1}を実現し、製品情報を開示します

^{*1} RMIのResponsible Minerals Assurance Program (RMPA) で認証されたスマルター・製錬業者 (CFS) のみを使用していること

2023年度実施項目と実績

実施項目 KPI		実績
1	CSRレベルの向上 CSR SAQの結果(主要直接材サプライヤー ^{*1}): ハイリスク0%(0社)、ミドルリスク4%(20社)以下	主要直接材サプライヤー ハイリスク0%(0社/0事業所)、ミドルリスク4.2%(23事業所)
2	紛争鉱物調査の強化: 1) 調査回答回収率100% 2) 非CF認証スマルター ^{*2} 利用サプライヤーへのフィードバック:100%	1) 100%(915社) 2) 100%(フィードバック1,500件以上)
3	サプライヤーとのCSRエンゲージメントの強化: 1) サプライヤーCSRミーティングの実施:実施生産拠点率100%	1) 94%(実施拠点15拠点)

^{*1} 主要直接材サプライヤー: エプソンの製品組立に必要な原材料や部品、加工委託のうち、一次サプライヤーを取引額の多い順から並べ、その取引額の合計が総取引額の80%を超えるまで上位から選択したサプライヤー

^{*2} 非CF認証スマルター: Responsible Mineral Initiative (RMI) のResponsible Minerals Assurance Program (RMAP) によって認証された製錬所(認証スマルター)以外の製錬所もしくは精製所

2024年度実施項目とKPI

実施項目		KPI
1	サプライチェーンCSRレベルの維持・向上	1) サプライヤーガイドライン書面同意の取得率：直接材 ^{*1} および間接材 ^{*2} の主要サプライヤーの95%(2,500社) 2) CSR SAQのリスクレベル：直接材および間接材の主要サプライヤーのハイリスク ^{*3} 0%(0社)
2	紛争鉱物調査の強化	1) 調査回答回収率：100% 2) サプライヤーへの製錬所／精製所情報の提供：毎月1回(12回/年)
3	サプライチェーンBCM ^{*4} 強化	1) サプライチェーン途絶による販売影響：ゼロ

^{*1} 直接材：製品組立に必要な原材料や部品、加工委託など

^{*2} 間接材：直接材以外の工場消耗品、機械装置、広報宣伝、物流、業務委託、人材派遣など

^{*3} ハイリスク：RBAオンラインによる場合はRBAが付与するレベルを採用し、エプソン独自SAQによる場合は65点未満

^{*4} BCM：事業継続マネジメント (Business Continuity Management)

社外からの評価

サプライチェーンCSRは、ESG評価のS(Social)の一部として、多くの評価機関が評価対象としています。サプライチェーンCSRに関する調査項目には、方針の策定、人権デューデリジェンスの実施、責任ある鉱物調達の実現などが含まれます。

エプソンのサプライチェーンCSRの取り組み・成果は、様々なESG評価機関より高い評価を得ています。

EcoVadis社(本社：フランス)のサステナビリティ(持続可能性)評価においては、セイコーエプソン(株)は、2024年は「プラチナ」メダルに格付けされました。世界の調査対象約130,000社の上位1%に対して付与されるプラチナ^{*1}メダルが2020年に新設され、当社は2020年から2022年まで3年連続してプラチナを付与されており、継続的に高い評価を得ています。同評価は、総合点のほか、環境、労働と人権、倫理、持続可能な資材調達それぞれについてスコア付けがされます。サプライチェーンにおける人権の取り組み、環境の取り組みや、責任ある鉱物調達などを評価項目とする「持続可能な資材調達」において、高い評価を得ています。

EcoVadis社のサステナビリティ評価の結果推移

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
総合評価	 プラチナ	 プラチナ	 プラチナ	 ゴールド	 プラチナ
持続可能な 資材調達スコア	80/100	80/100	90/100	90/100	80/100

^{*1} プラチナ：EcoVadisのサステナビリティ(持続可能性)評価において、2020年に新設された格付け。上位1%および特定のスコアが要求されます(プラチナ要求スコア：2020年から2022年は75点、2023年評価は78点、2024年1月から6月は80点、2024年7月以降81点)

サプライヤーガイドライン

■ サプライヤーガイドライン／サプライヤー行動規範

エプソンはビジネスパートナーであるサプライヤーにもエプソンの経営理念を理解していただき、調達活動に支援いただくことが、経営理念の実現のために不可欠と考えています。そのため、エプソンのサプライヤーガイドラインにはサプライヤーに遵守していただく行動規範を含んでいます。

エプソンの調達活動方針をご理解いただき、CSR活動の推進に協力いただくことを目的に、2005年4月にエプソングループ調達ガイドライン（現サプライヤーガイドライン）を制定しました。さらに2008年4月にEICC（電子部品のサプライチェーンのCSRアライアンス、Responsible Business Alliance, RBA）行動規範に準拠した「エプソンサプライヤー行動規範」を制定し、ガイドラインの一部とし、以降、RBA行動規範の改定を受けて改定しています。

サプライヤーガイドラインは、品質（Q）、価格（C）、納期（D）の取引の基本要素、国際社会からの要請を反映した貿易管理やサプライチェーンにおけるセキュリティ確保などの施策に加えて、労働・安全衛生・環境・倫理などのCSR要求をサプライヤー行動規範（RBA行動規範）として規定しており、ビジネスパートナーとともにこれらの要求を遵守した事業活動を推進し続けることを狙いとしています。ガイドライン初版の制定から約20年を経て、世界各地に所在するサプライヤーの理解を得るため、ガイドラインの多言語化をはかり、現行のVer8.0は7言語版を用意しています。また、全ての取引先に遵守依頼をするとともに、主要サプライヤーから、書面同意を提出していただいています。2024年4月に改訂したサプライヤーガイドラインVer8.0については、直接材サプライヤーに周知し、2100社（取引アカウント、同意率95%）以上から書面による同意をいただきました。

エプソンは、RBA会員として、サプライチェーンにおけるCSRの向上に努めています。

■ RBA行動規範の要請

「エプソングループサプライヤーガイドライン」の一部である「サプライヤー行動規範」は、RBA行動規範に準拠した、労働・安全衛生・環境・倫理・マネジメントシステムを要求事項としています。RBAの要求は、現地法の遵守はもとより、RBAの要求・水準が現地法よりも厳しい場合には、RBAの要求の遵守を求めます。これにより、サプライヤーが所在する各国・地域の法律の定めの有無および水準に関わらず、また、各国・地域の労働慣行に関わらず、一定の管理水準を担保します。



A. 労働(人権)	B. 安全衛生
<p>A1 強制労働の禁止 A2 若年労働者(児童労働禁止を含む) A3 労働時間(労働時間制限・休日取得) A4 賃金・福利厚生 A5 差別の排除／ハラスメントの禁止／人道的待遇 A6 結社の自由および団体交渉</p>	<p>B1 労働安全衛生 B2 緊急時への備え B3 労働災害および疾病 B4 産業衛生 B5 身体に負荷のかかる作業 B6 機械の安全対策 B7 食事、衛生設備および住居 B8 安全衛生に関する連絡</p>
C. 環境	D. 倫理
<p>C1 環境許可と報告 C2 汚染防止と省資源 C3 有害物質 C4 固形廃棄物 C5 大気への排出 C6 資材の制限 C7 水の管理 C8 エネルギーおよび温室効果ガスの排出</p>	<p>D1 ビジネスインテグリティ D2 不適切な利益の排除 D3 情報の開示 D4 知的財産 D5 公正なビジネス、広告、および競争 D6 身元の保護と報復の排除 D7 責任ある鉱物調達 D8 プライバシー</p>
E. マネジメントシステム	
<p>E1 企業のコミットメント E2 経営者の説明責任と責任 E3 法律要件および顧客要求事項 E4 リスク評価とリスク管理 E5 改善目標 E6 トレーニング</p>	<p>E7 コミュニケーション E8 労働者／ステークホルダーの関与と救済のアクセス E9 監査および評価 E10 是正措置のプロセス E11 文書化と記録 E12 サプライヤー責任</p>

CSR 調達の取り組み

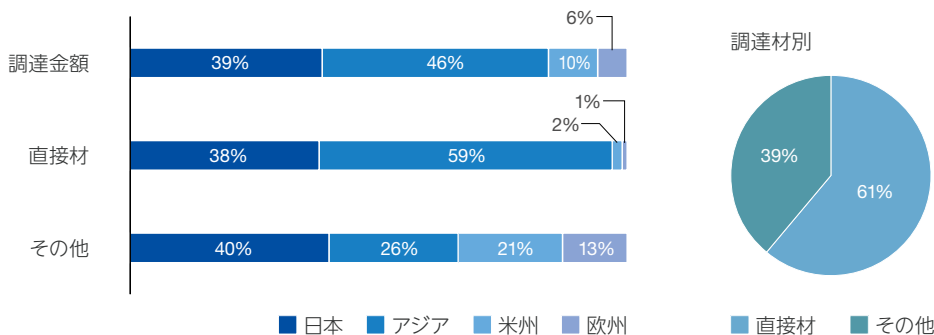
サプライチェーン管理

エプソンは、サプライヤーを事業活動における重要なビジネスパートナーと考え、公平公正・共存共栄を基本に、相互信頼関係を築き、ともに発展していくことを目指した調達活動を展開しています。

エプソンは、日本のみならず、多くの国・地域から調達を行っており、調達金額比では、日本39%、海外61%となっています。製品組立に必要な原材料や部品、加工委託などの直接材と、工場消耗品、機械装置、広報宣伝、物流、業務委託、人材派遣などの調達があり、その金額比率は、直接材61%、それ以外39%となっています。

直接材は、約1,700社のサプライヤーと取引をしており、主力の生産拠点があるアジア地域で多くの取引があります。

調達概況



サプライヤー評価プログラム

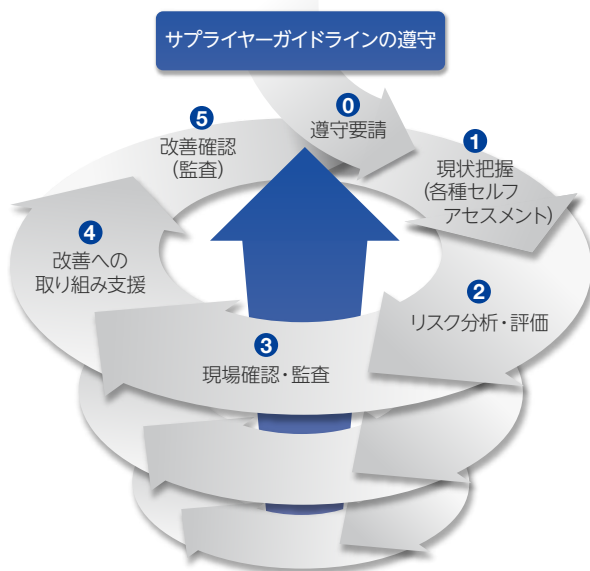
エプソンは、直接材サプライヤーはもとより、間接材サプライヤーを含む全サプライヤーを対象に、外部信用調査機関の情報に基づく「間接評価」と、QCDなどの管理レベルをサプライヤーが自己チェックする「直接評価(定期評価)」などからなるサプライヤー評価プログラムに基づく多面的評価を実施しています。

エプソン サプライヤー評価プログラム		評価頻度
間接評価 外部信用調査機関の情報 評価項目：評価点、業歴、資本構成、企業規模、損益状況、資金現況、経営者など		2カ月毎
直接評価(定期評価) QCDEMS 中心に管理レベルを自己評価 評価項目：品質管理(Q)、コスト管理(C)、納期管理(D)、環境管理(E)、マネジメント(M)、情報セキュリティー(S)		1回/年
CSR 詳細評価 エプソングループサプライヤー行動規範(RBA行動規範)の遵守状況を自己評価 評価項目：労働(人権)、安全衛生、環境、倫理、マネジメントシステム		1回/年
有事対応力評価 自然災害、火災などの有事の際の対応力を自己評価 評価項目：経営姿勢、リスク対策、非常時対応力、被災現場での復旧力、供給継続力、調達維持力、在庫管理状況など		1回/年
安全管理評価 火災などの有事発生リスクへの対応状況の自己評価 評価項目：電気、危険有害物質、防災などの管理状況		1回/年

CSR調達推進プログラム

エプソンのサプライヤー管理プログラムは、サプライヤーガイドラインの遵守要請、サプライヤーによる自己評価、リスク分析、現場確認、改善活動のサイクルにより行っています。いずれのサプライヤー評価においても、サプライヤーと協働で改善活動を行い、レベルアップを図っています。

CSR調達推進プログラム



直接評価(定期評価)

調達リスクに応じて選定したサプライヤーについて、定期評価(セルフアセスメント)を毎年行っています。

品質(Q)、価格(C)、納期(D)のほか、環境とマネジメントシステムについての設問があり、マネジメントシステムでは、管理体制および貿易や腐敗などの各種法令への適合性や、含有化学物質管理、個人情報の取り扱いなどについて確認しています。また、近年世界的に多発しているサイバー攻撃や情報漏洩などへの対応として、情報セキュリティに関する確認もあわせて実施しています。

定期評価の結果、60点未満の場合、改善要請取引先として改善支援を行うとともに、改善が見られない場合には、取引継続をお断りしています。2023年の定期評価では、60点未満の改善要請取引先が14社あり、改善の取り組みをしていただきました。

区分	設問数
Q. 品質	12
C. コスト	5
D. 納期	5
E. 環境	5
M. マネジメントシステム	16
S. 情報セキュリティ	25
合計	68

直接評価実績

(年度)	2021	2022	2023
サプライヤー数	959社	937社	900社
窓口数	1,572	1,582	1,425
回答受領率	目標	100%	100%
	実績	100%	100%
改善要請取引先(窓口数)	—	16社	14社

新規取引開始時の評価

新規で取引を開始するサプライヤーについては、取引開始の条件として、エプソングループサプライヤーガイドライン／RBA行動規範(人権、安全衛生、環境、倫理を含みます)の遵守の同意の取得と、定期評価に準じた内容の評価(セルフアセスメント)を行っています。評価の結果70点未満の場合は、改善を条件に取引しています。

CSR詳細評価

エプソンのCSR詳細評価は、サプライヤーのCSRデューデリジェンスプログラムです。エプソンは、ワールドワイドのサプライチェーン全体のCSRレベルの向上を目指すとともに、Responsible Business Alliance(RBA)レギュラー会員に求められるサプライヤー管理要件^{*1}の遵守状況を、サプライヤーによる自己評価(Self-Assessment Questionnaire、SAQ)で毎年確認し、その評価結果をもとに、是正に取り組んでいただいています。また、サプライヤーの状況を監査や現場確認およびインタビューなどにより確認するプロセスも行っています。

SAQは、Responsible Business Alliance(RBA)が提供するオンラインSAQ(Self-Assessment Questionnaire)のほか、RBAの現場監査基準(VAP監査基準)に基づいてエプソンが独自に策定したSAQ(エプソンSAQ)を用いています。エプソンSAQは、労働項目に関する設問を多く取り入れ、また、先住民や外国籍移住者の権利保護についての設問も用意し、サプライヤーにおける人権尊重の状況の詳細を確認できるよう設計してあります。さらに、エプソンの製造拠点のローカルサプライヤーにもSAQの内容を理解し、正確に回答いただくことを目的に、多言語^{*2}対応した帳票を使用しています。

SAQにてハイリスクと評価されたサプライヤーについては、RBAの基準に従い監査を受けていただき、是正に取り組んでいただいています。

^{*1} RBAレギュラー会員義務の概要

<https://www.responsiblebusiness.org/code-standards-and-accountability/>

^{*2} 直接材サプライヤー用SAQは5カ国語、間接材サプライヤー用SAQは6カ国語

エプソンSAQの設問構成(2023年版)

区分	対象 & 設問数	
	直接材サプライヤー	間接材サプライヤー
A. 労働(人権)	40	37
B. 安全衛生	30	9
C. 環境	13	-
D. 倫理	13	8
E. マネジメントシステム	15	9
O. 先住民・外国籍移住者の権利保護	5	5
合計	116	68

SAQ評価ランク分け

リスクランク	評価点	説明
ローリスク	85点超	<ul style="list-style-type: none"> 基本的に、エプソンサプライヤー行動規範(RBA行動規範)の要求レベルで事業運営できている
ミドルリスク	65-85点	<ul style="list-style-type: none"> エプソンサプライヤー行動規範の要求レベルでの事業運営ができていない項目があるが、自主的な是正が可能
ハイリスク	65点未満	<ul style="list-style-type: none"> エプソンサプライヤー行動規範の要求レベルで事業運営できていない項目が多くあり、支援が必要 RBAの要求に基づくVAP監査を要請

* RBAオンラインSAQによる回答は、RBAのリスクランクに従い判断します

2023年のSAQ実施実績

2023年は、以下の主要サプライヤーについて、CSR詳細評価（SAQおよび是正活動）を実施しました。

2023年SAQ実施対象

		(選定の考え方)
1. 直接材	主要サプライヤー	グループ調達額80%に該当する上位取引先 ^{*1}
	その他の重要なサプライヤー	事業ごとに選定した重要なサプライヤー、シングルソースサプライヤーなど
2. 間接材 サプライヤー	構内常駐業者 ^{*2}	セイコーエプソンおよび製造拠点に常駐する業者
	人材派遣・紹介業者	セイコーエプソンおよび製造拠点において活用する業者
	物流倉庫業者	セイコーエプソンおよび製造拠点において活用する業者
	コールセンター業務委託先	エプソンが活用するすべてのエプソンコールセンターの委託業者

^{*1} エプソンの一次サプライヤーを取引額の多い順から並べ、その取引額の合計が総取引額の80%を超えるまで上位から選択したサプライヤー。

一次サプライヤーが商社の場合には、商社の先にある製造メーカーにSAQへの回答を依頼

^{*2} エプソンの拠点において、警備・食堂などの役務を提供する委託先

直接材サプライヤー

2023年の調査では、直接材主要一次サプライヤー270社に依頼し、全てのサプライヤー（547拠点）からSAQへの回答をいただきました。主要一次サプライヤーのほか、シングルソースサプライヤーなどの重要なサプライヤーについても、主要サプライヤー同様にSAQの依頼を行い、回答をいただきました。また、一次サプライヤーが商社の場合にはメーカーである二次サプライヤーにもお願いし、SAQに回答いただきました。

RBAのオンラインSAQを利用し回答されるサプライヤーが年々増加しており、約25%を占めるようになってきました。

エプソンSAQを用いて回答されたサプライヤーに対しては、SAQのスコアに加えて、課題事項の改善助言を含むフィードバックシートを作成し、それら全てのサプライヤーにSAQの結果を通知するとともに、人権に関わる重要項目^{*1}については、是正計画の策定および是正確認までの是正状況のモニタリングと支援を行いました。

^{*1} 人権に関わる重要項目：(一部抜粋)

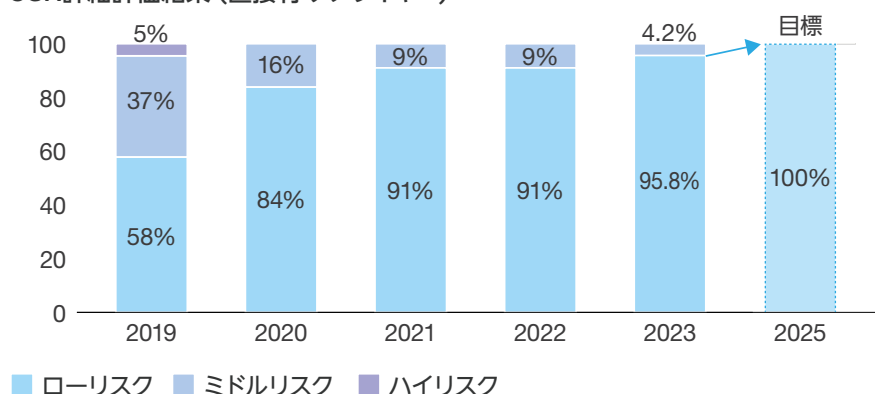
- 児童労働禁止（検出なし）
- 奴隷労働・強制労働禁止（適切な雇用契約書の締結、移動の自由、会社ローンの制限）
- 労働時間の適正管理（連続勤務7日未満、上限労働時間（週60時間））
- 賃金の適正な支払い（最低賃金以上の支払い、超過時間勤務賃金の適正な支払い、支払日の遵守）
- 就職費用の労働者負担禁止
- 人道的待遇（ハラスメント禁止）
- 避難訓練（全員参加、夜間実施、寮での実施など）
- 適切な個人用保護具の無償提供
- 妊婦・育児中の女性の安全対策、清潔な搾乳場所の提供など

直接材主要サプライヤーの評価結果

(年)	2021		2022		2023	
評価対象 サプライヤー	293社		164社 ^{*1}		270社 ^{*1}	
	エプソンSAQ (427事業所)	RBA SAQ (70事業所)	エプソン SAQ (338事業所)	RBA SAQ (111事業所)	エプソン SAQ (401事業所)	RBA SAQ (146事業所)
中期目標(KPI)	<ul style="list-style-type: none"> 2020年度までにハイリスク 0%にする：2020年度に達成 2021年設定目標：2025年までに主要サプライヤーのCSRリスクランクをローリスクにする 					
ローリスク (85点超)	91% (443事業所)		91% (407事業所)		96% (524事業所)	
			91% (306事業所)	91% (101事業所)	94% (378事業所)	100% (146事業所)
ミドルリスク (65-85点)	9% (54事業所)		9% (42事業所)		4% (23事業所)	
	9% (53事業所)	0% (1事業所)	9% (32事業所)	9% (10事業所)	6% (23事業所)	0% (0事業所)
ハイリスク (65点未満)	0% (0事業所)		0% (0事業所)		0% (0事業所)	

*1 企業グループ

CSR詳細評価結果 (直接材サプライヤー)



間接材サプライヤー

エプソンは、事業運営上不可欠な重要なパートナーである間接材サプライヤーについてもRBAの要求を理解していただくとともに、これに準拠した会社運営の改善に取り組んでいただいております。

2019年以降、主要なサプライヤーとして構内外注業者、人材派遣・紹介業者および物流倉庫業者について、SAQの回答を願ひし、SAQの結果を受けて是正活動をお願いしてきました。2022年以降更に対象を拡大し、SAQを実施しました。

また、製造拠点においては、構内常駐業者の従業員の労働環境・雇用状況を確認するため、SAQに加えて監査を行い、検出された長時間労働、休日付与、連続勤務日数、超過時間勤務賃金の適切な支払いなどの課題について、是正が確認できるまで支援を行っています。このような取り組みにより、SAQの点数の向上が確認できています。

2023年は、セイコーエプソンの事業所およびエプソンの主要製造拠点において、277社(回答率100%)からSAQの回答をいただきました。直接材サプライヤー同様に、人権に関わる重要項目に課題が検出された場合には、是正計画策定および是正活動をお願いし、是正完了の確認を行っています。

(是正確認の事例) 製造請負業者において、雇用する外国籍労働者が送り出し国にて負担した費用(日本語教育費、ビザ取得費など)を労働者本人に返金

間接材サプライヤーの評価結果

サプライヤー属性		2021年	2022年	2023年
		SAQ回答会社数	SAQ回答会社数	SAQ回答会社数
構内常駐業者	警備	15社	19社	24社
	食堂	13社	13社	16社
	清掃	13社	17社	19社
	設備保守	16社	17社	17社
	その他	71社	67社	75社
	小計	128社	133社	151社
物流倉庫業者		3社	8社	8社
人材派遣・人材紹介		89社	91社	93社
コールセンター ^{*1}		-	15社	25社
リスク ランク	ローリスク (85点超)	174社	203社	242社
		79%	82%	87%
	ミドルリスク (65-85点)	46社	44社	35社
		21%	18%	13%
	ハイリスク (65点未満)	0社	0社	0社
		0%	0%	0%

*1 2022年のリスク評価の結果、コールセンター委託業務先に対してSAQを実施しました

■ 監査、現場確認、改善支援

エプソンは、CSR詳細評価のデューデリジェンスにおいて、サプライヤーを訪問して監査や現場確認を行い、状況を把握することが重要であると認識し、主要製造拠点を中心に計画的に実施しています。確認の結果、リスクが確認されたサプライヤーについては、是正活動を支援しています。

第三者監査

サプライヤーによるRBA(VAP) 監査受審は増加しています。イニシャル監査の結果において、A労働(人権)やB安全衛生に課題が多く、CAP(改善活動計画)およびフロージャー監査での是正状況をモニタリングするとともに、エプソンのサプライヤーCSRの取り組み強化項目として展開しています。



現場確認・改善支援

エプソンの製造拠点のメンバーがサプライヤーを訪問し、現場確認と是正活動の支援を行っています。

直接材サプライヤーについては、CSR項目の改善のみならず、火災予防措置や事業継続マネジメント(BCM)の導入支援など、サプライヤーが対応に苦慮している事項についても積極的に支援に取り組んでいます。

構内常駐業者については、エプソン社員による二者監査を実施し、労働時間の削減・管理、休日の付与、超過時間勤務賃金の適切な支払い、就職時の費用負担の禁止などの労働環境の改善を実施していただきました。

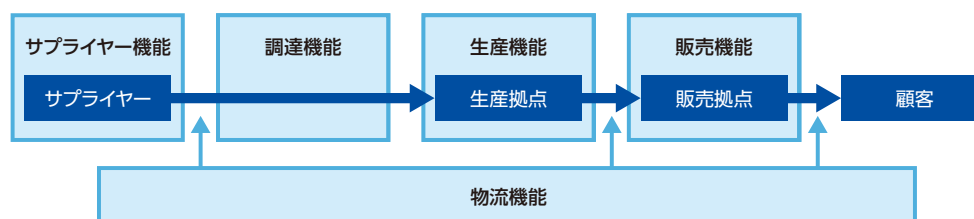
監査・現場確認実績(拠点数、日本およびその他地域)

(年度)		2021	2022	2023
第三者監査 (RBA(VAP)監査)	イニシャル監査	16	23	26
	クロージャー監査	6	12	12 ^{*1}
二者監査・現場確認	直接材サプライヤー	163	216	217
	間接材サプライヤー	55	64	55
	合計	218	280	272

*1 Priority closure auditを含みます

■ サプライチェーン事業継続マネジメント

エプソンは、サプライチェーン上で災害・事故・新興感染症の蔓延などの異常事態が発生した場合でも、目標期間内に供給を再開し、供給責任を果たすため、サプライチェーン全体でのBCM活動を推進しています。



■ 有事対応力評価

サプライチェーンBCM活動の一環として、サプライヤーからの調達品の供給が途絶しないよう、サプライヤー自身でBCMに取り組んでいただく活動を行っており、サプライヤーの有事対応力の自己評価を定期的を実施し、評価結果をフィードバックするとともに改善活動の支援を行っています。

有事対応力評価を通じて把握した、BCM(事業継続マネジメント)の取り組みおよびBCP(事業継続計画)を制定されていないサプライヤーについて、有事への備えとしてBCMへの取り組み支援を行い、全ての重要サプライヤーのBCM導入を目指します。

2022年度に、評価の実効性を高めるため、評価項目や対象選定基準を見直し、以下の基準をもとに、有事対応力評価(自己評価)の対象(直接材および間接材サプライヤー)を選定しました。選定された対象先(約1,000社)について、更に優先付けを行い、2022年から2023年の2年にわたって、評価を行い、結果をフィードバックしました。

(選定の考え方)

- 前年度取引実績のあるサプライヤー
- 過去3年で1度も調査していないサプライヤー
- 各事業部の取引重要度に基づき選定されたサプライヤー

サプライヤーにおけるBCM導入状況

		FY2022	FY2023
BCM導入サプライヤー数	実績	694社	336社
BCM導入率	目標	100%	
	実績	89%	91%

安全管理評価

エプソンは、サプライヤーにおける火災の発生をきっかけとして、火災・爆発・薬品漏洩などの事故リスク抑制への対応力を強化することを目的として、安全管理評価（自己点検）を実施してきました。2022年度に、以下の基準をもとに、安全管理評価の対象（直接材および間接材サプライヤー）を選定しました。選定された対象先（約1,000社）について、さらに優先付けを行い、2022年から2023年の2年にわたって、評価を実施しました。

（選定の考え方）

- 前年度取引実績のあるサプライヤー
- 過去3年で1度も調査していないサプライヤー
- 各事業部の取引重要度に基づき選定されたサプライヤー

エプソンは、サプライヤーにおける安全管理がサプライチェーンBCPの重要な要素であるとの認識から、2024年度から新規取引の開始条件に安全管理評価を追加しています。

現場安全点検によるサプライヤー支援

エプソンは、サプライヤーによる安全管理の自己評価に加え、実効性をあげるため、2017年よりエプソンの安全管理専門の担当者がサプライヤーの現場を訪問し、安全点検と管理向上のための支援を行ってきました。累計で500社を超える実績となっています。

エプソンでは、独自に区分したランクにより、現場安全点検の結果を評価しています。

（レベル区分）

レベル1：要求水準レベル

レベル2：要求水準一部未達レベル

レベル3：要求水準未達レベル

2023年度に現場安全点検を実施した93サプライヤーは、全てがレベル1（要求水準レベル）であることを確認できました。全ての重要サプライヤーをレベル1に引き上げることを目指して、2024年度は2022年に要求レベル一部未達と評価された2社の活動支援を継続し、83社の現場安全点検を計画しています。これにより、あわせて631社の現場安全点検を完了する予定です。

現場安全点検の実績

		～FY2021 （実績）	FY2022 （実績）	FY2023 （実績）	FY2024 （計画）
安全管理点検実施サプライヤー数		348社	107社	93社	83社
（内訳）	レベル1：要求水準レベル	348社	105社	93社	—
	レベル2：要求水準一部未達レベル	0社	2社	0社	—
	レベル3：要求水準未達レベル	0社	0社	0社	—

人権への取り組み

エプソンは、「人権方針」において、自社のみならずサプライヤーにおいても人権が尊重されるべきことを宣言しています。人権方針において述べている通り、国連のビジネスと人権に関する指導原則を遵守し世界人権宣言他で述べられた国際的に認められた人権を尊重していくことはもとより、RBAの趣旨に賛同し会員として、サプライヤーにおいてもRBA行動規範が遵守されることに努めています。このような取り組みにより、エプソン製品のサプライチェーン全体において人権が尊重されることを目指しています。

サプライチェーン全体について、以下を含むプログラムを実施しています。

- ① サプライヤーの人権尊重の理解 (要求の理解) の醸成 (説明会・教育)
- ② サプライヤー各社での人権尊重への取り組みの要請
- ③ サプライヤー各社での取り組み状況の点検 (1): セルフアセスメント・監査他
- ④ サプライヤー各社での取り組み状況の点検 (2): 個人・集団の人権の救済と人権課題への対応の支援

人権尊重の理解を醸成するため、エプソンサプライヤーガイドラインにより要請するのみならず、サプライヤー説明会やサプライヤー向け人権セミナーを実施し、多くのサプライヤーに参加していただいております。

また、RBA行動規範の遵守状況を確認するSAQによりサプライヤーにおける人権尊重の取り組み状況を把握し、サプライヤーの拠点ごとに、人権救済の実施はもとより対応が必要な事項をフィードバックし、対応を要請しています。RBA行動規範中でもA.労働の項目を中心に人権に関わる事項は多岐にわたっていますが、ILO中核的労働基準や国連グローバルコンパクトの原則などを考慮し特に重要な人権項目を暫定的に特定し、必須対応事項としています。

(重要項目)

- 児童労働禁止 (RBA行動規範A2、ILO条約138号/182号)
- 強制労働禁止 (RBA行動規範A1、ILO条約29号/105号)
- 労働時間の適正管理 (上限労働時間週60時間、7日に1日以上の日付与) (RBA行動規範A3)
- 賃金の適正な支払い (最低賃金以上の支払い・超過時間勤務賃金の適正な支払い、支払日の遵守) (RBA行動規範A4)
- 人道的待遇 (ハラスメント禁止) (RBA行動規範A5)
- 差別禁止 (RBA行動規範A5、ILO条約100号/111号)
- 結社の自由および団体交渉権 (RBA行動規範A6、ILO条約87号/98号)
- 安全で健康な職場環境の確保 (RBA行動規範B安全衛生、ILO条約155号/187号)

さらに、サプライヤー従業員からの通報や監査を端緒として把握された人権への負の影響について、救済に至るまで支援を行っています。

(救済の事例)

- 構内請負製造業者において勤務時間が記録装置の破損により記録されておらず、当該期間の超過時間勤務賃金が不払いとなっていた事例 → (救済内容) 当該不足賃金の支払いを確認した
- 構内常駐の警備会社にて残業代・休日手当の不払い、休日が付与されていなかった事例 → (救済内容) 当該手当の支給、休日付与を確認した

エプソンは、サプライヤーおよびサプライヤーの従業員の救済のため「取引先通報制度」を設置しています。「取引先通報窓口」は、人権に関する利用を推奨し、通報・相談を受け付けています。

サプライチェーンにおける環境への取り組み

エプソンは、長期ビジョン Epson 25 Renewedにおける環境の取り組みとして、『脱炭素』と『資源循環』に取り組むとともに、環境負荷低減を実現する商品・サービスの提供、環境技術の開発を推進することを掲げています。特に、ライフサイクルの初期段階を担う調達活動において、サプライヤーと協働した環境負荷低減を重要課題の一つとして取り組んでいます。



サプライヤーガイドラインにおける環境要件

エプソンのサプライヤーガイドラインにはサプライヤーに遵守していただく行動規範を含んでいます。サプライヤーガイドラインは、取引に関係するQCDやコンプライアンスなどの要請に加えて、CSR要求に関するサプライヤー行動規範（RBA行動規範）を定めています。環境負荷低減に関し、エプソンはサプライヤーに対して、RBA行動規範の遵守（汚染防止と省資源・有害物質・固形廃棄物・大気への排出など）に加えて、温室効果ガス排出量の削減・資源循環の推進・水資源の管理・化学物質の管理・生物多様性の保全といった環境課題への取り組みや、製品含有化学物質管理の要求、工場などでの環境法規制遵守を要請しています。

エプソンの温室効果ガス削減に向けた取り組み

エプソンは、GHGプロトコルに準じて把握したスコープ1、2および3のGHG排出量に基づき、Science Based Targets initiative (SBTi) が提唱する科学的目標設定手法に整合した5年から10年先の具体的なGHG削減目標を設定し、SBTiの承認を得ています。スコープ3排出量は自社バリューチェーン全体からの間接的な排出を示しており、エプソンは、中長期目標として2025年までの削減目標を設定しています（事業利益当たりのGHG排出量を削減）。

また、2050年までに事業活動で使用する電力を100%再生可能エネルギー由来の電力にすることを目指す国際イニシアチブ「RE100」に加盟し、全世界のエプソングループ拠点^{*1}で使用する電力を、2023年までに100%再生可能エネルギーとする目標を掲げ、宣言通り2023年12月に再エネ化を完了しました。これにより、年間約40万トンのGHG排出量を継続的に抑制します。

今後は、より高い目標となる1.5℃シナリオに沿った総排出量削減目標の達成に向けて、サプライチェーン全体における排出量削減に取り組んでいきます。

^{*1} 一部、販売拠点などの電力量が特定できない賃借物件は除く

■ エプソングリーンサプライチェーン

世界的に急務となっている気候変動対策として、エプソンが2023年に達成した再エネ電力への転換は非常に大きな第一歩です。一方で、エプソンのGHG排出量の多くはサプライチェーンに起因しており、エプソンとサプライヤーの連携強化と社会全体の脱炭素化を進めなければなりません。

製造業の中でも早期にグローバルでの再エネ転換を完了した経験と実績を踏まえ、2024年度より「エプソングリーンサプライチェーン」活動を開始しました。説明会やセミナーによって理解醸成と協力の要請を進めるとともに、サプライヤーを対象とした脱炭素目標の設定、再エネ電力の導入支援などを展開していきます。こうした活動を通じ、当社のビジョンに共感するビジネスパートナーを増やし、サプライチェーン全体を巻き込んだ環境負荷低減に挑戦します。



「エプソングリーンサプライチェーン」構築のためのステップ



2024年度国内サプライヤー向け説明会・セミナーの実施状況

実施	内容	参加数
4月	調達方針説明会	221社
6月	エプソングリーンサプライチェーン説明会	115社
7月	脱炭素セミナー	延べ1,271人

* 年度中に海外主要サプライヤー向けの説明会・セミナーも予定しています。

■ 環境負荷低減に向けたエンゲージメント活動

サプライチェーンにおける環境負荷の低減を実現するため、説明会などを通じてサプライヤーに対して事業活動での環境負荷低減に向けた協力要請をしています。加えて、環境への取り組み状況や環境負荷の実績を定期的に把握するとともに、サプライヤーの支援活動も実施しています。

サプライヤーに対する直接評価(定期評価)およびCSR詳細評価

直接評価(定期評価)およびCSR詳細評価に、環境に関する質問項目を設け、回答を収集・分析しています。特に、CSR詳細評価の結果をサプライヤーにフィードバックするとともに、ハイリスクサプライヤーへの現場確認や監査などを実施することで改善活動を支援しています。

環境負荷調査

調達額80%以上を占める国内外の主要サプライヤーには、再生可能エネルギーの取り組み方針・状況や再生材の活用状況、水使用量、生物多様性への認識などの調査を行っています。

■ 気候変動リスクへの対応

気候変動を緩和する活動として、再エネの活用やサプライヤーエンゲージメントなどを推進する一方で、顕在化する気候変動による物理リスクへの対応が急務となっています。エプソンのサプライヤーは、大規模な洪水被害が多発するタイを含む東南アジア、潜在的水リスクの高い中国などにも存在します。代表的な気候変動リスクである洪水や干ばつにより、サプライヤーからの納入が停止・遅延すると、エプソン製品の製造および販売に大きな影響が発生し、お客様へのご迷惑につながることを認識し対応を進めています。

■ 生物多様性の保全に向けた取り組みとTNFD提言への賛同

エプソンは、自然関連財務情報開示タスクフォース(Taskforce on Nature-related Financial Disclosures: TNFD)が2023年9月に公言した提言への賛同を表明しました。今後は、TNFDフレームワークに沿って計画の策定を進め、2025年以降に情報を開示するとともに、その内容を順次更新していく予定です。

エプソンは、健全な生物多様性を保つことが事業活動や社員の生活を維持する上で重要だと考えており、生物多様性の保全に対して「事業を通して生物多様性の保全を行う」「生物多様性に対する社員の意識を高める」といった2つの基本的な考え方を持っています。これまでも、気候変動対策、資源循環・省資源、汚染防止・化学物質管理などの環境負荷低減活動により、気候変動や汚染といった生物多様性に影響を与える要因の低減を着実に進めてきました。

TNFDへの賛同後は、これらを含む活動を、TNFDフレームワークに照らし合わせて整理し開示を進めるとともに、バリューチェーン全体での自然・生物多様性への影響を最小化し、地域における生態系との調和に一層取り組むことで、持続可能な社会の実現に貢献していきます。



外部団体との連携

外部団体との連携

サプライチェーンにおける人権尊重を含むCSRは、世界的な課題であり、自社の努力・取り組みだけで解決できるものではありません。エプソンは、サプライチェーンCSRに取り組むアライアンスの活動を支持し、積極的に活動に参加しています。アライアンス・団体に加盟し活動することにより、世界におけるさまざまな社会課題の解決および、業界連携によるサプライチェーンCSRの向上に取り組んでいます。

【グローバルに活動するイニシアチブ】

Responsible Business Alliance (RBA) レギュラー会員
(参加企業数) 242社 (2024年5月現在)



Responsible Business Alliance

Advancing Sustainability Globally

【日本の業界団体】

一般社団法人電子情報技術産業協会 (JEITA) 「CSR委員会」
(参加企業数) 29社 (2024年4月現在)

(活動例)

- 責任ある企業行動ガイドンスの作成、周知活動
- 人権DD、グリーンバンスメカニズム等の研究
- 各国の規制状況の把握・共有 など

コミュニケーション&教育

サプライヤーとのコミュニケーション

調達方針説明会

エプソンは、お客様にお届けする商品の品質はもちろんのこと、サプライチェーン全体において、人権が尊重され、安全な労働環境が確保され、さらには環境に配慮した事業環境が維持されていることも商品・サービスに対する責任の一部であると考え、サプライヤーを重要なパートナーと位置付けています。

サプライヤーとの対話は、さまざまな階層で、さまざまな形で、年間を通して実施しています。トップレベルの場として、毎年、日本において「調達方針説明会」を開催し、サプライヤーにエプソンの事業概況をご理解いただくとともに、重要方針の共有をいただいております。エプソンの社長、事業部長から会社方針・事業方針などを説明し、また、調達担当役員から調達基本方針、サステナブル調達に関する要請をしております。例年、多数のサプライヤーに参加していただいております。

2024年度説明会においてはサステナブル調達の要請として、再生エネルギーへの切り替えと温室効果ガス(GHG)削減を中心としたサプライヤーとの協業活動(エプソングリーンサプライチェーンの構築)や、人権への取り組み、生産継続活動(BCM)をお願いしました。

CSR調達サプライヤー説明会

2016年度より、日本、中国、インドネシアなど生産拠点のある各地において、CSR調達サプライヤー説明会を毎年開催し、CSRに関する動向や、エプソンのCSR調達活動の説明と、対応の依頼を行っています。

CSR調達方針やサプライヤーガイドラインの遵守要請のほか、CSRや有事対応力(BCM)の評価、紛争鉱物調査などへの協力をお願いしています。

サプライヤーの参加状況

	(開催地)					参加サプライヤー計
	日本	中国	フィリピン	インドネシア	その他の地域 ¹⁾	
2021年度	550社	22社	86社	145社	11社	814社
2022年度	969社	80社	81社	30社	35社	1,195社
2023年度	603社(693名)	417社(473名)	20社(57名)	60社(441名) ²⁾	6社(20名)	1,106社(1,684名)

¹⁾ その他の地域には、エプソンの製造拠点が所在するシンガポール、タイ、マレーシアを含みます

²⁾ インドネシアに所在する主要生産拠点のPT. Indonesia Epson Industry(IEI)では、構内で常駐し役務提供を行うサプライヤーの従業員を対象にした説明会を実施し、346名が参加しました

■ サプライヤー向けセミナー・説明会

CSR調達サプライヤー説明会などにおける、社会要請やRBA(Responsible Business Alliance)の要求などについての説明・要請に加え、さらに、詳細のご理解をいただくことを目的としてセミナー・説明会を開催しています。多数のサプライヤーに参加していただいています。また、サプライヤーへのアンケート調査を行い、サプライヤーのニーズを把握し、セミナー・説明会に反映させています。

エプソンは、CSRの取り組みは、活動自体を目的化することなく、根柢にある目的を理解したうえでサプライヤー各社に自発的に取り組んでいただくことが重要であると考えています。特に、人権については、重点的な取り組みが必要であるとの認識のもと、社会要請が刻々と変化することも踏まえ、専門的な情報を得ていただけるよう外部のコンサルタントに講師をお願いするなどしてセミナーを実施しています。

さらに、エプソングリーンサプライチェーンの構築に向け、サプライヤーの理解醸成、活動支援を目的として、説明会や、外部のコンサルタントを講師とした環境負荷低減に関するセミナーを実施しています。

また、2023年度は、RBA行動規範の改定およびエプソンのサプライヤーガイドラインの改定を受け、説明会を実施しました。1,000名を超えるサプライヤーに参加していただき、エプソンの調達方針やRBA行動規範の趣旨および変更内容をご理解いただきました。

2022年度(実績)	人権セミナー、SAQ説明会 ^{*1} 、責任ある鉱物調達説明会
2023年度(実績)	人権セミナー、環境セミナー、SAQ説明会 ^{*1} 、責任ある鉱物調達説明会 サプライヤーガイドライン説明会(RBA行動規範の改定説明を含む)
2024年度(計画)	人権セミナー、環境セミナー(脱炭素)、SAQ説明会 ^{*1} 、責任ある鉱物調達説明会、 サプライヤーガイドライン説明会(RBA行動規範の改定説明を含む)

^{*1} SAQ(SAQ(Self-Assessment Questionnaire)および環境負荷調査の説明)

■ 取引先通報制度

サプライヤーから、通報や相談を受け付ける通報窓口を設置し、通報・相談を推奨しています。通報窓口を開設することにより、より一層の企業倫理の確立に努めていきます。適用される法律およびエプソンの社内規定にのっとり、個人情報の厳格な取り扱いおよび報復の禁止など通報者の保護を図っており、匿名での通報も受け付けています。

● 通報・相談の対象

法令や「サプライヤー行動規範(人権、安全衛生、環境、倫理、マネジメントシステム)」に違反する行為または違反するおそれのある行為

安全衛生に関する提案・苦情

紛争鉱物調査に関する事項

● 通報窓口

日本国内グループ会社のサプライヤー: 相談・通報していただく場合

取引先通報窓口

<https://corporate.epson/ja/sustainability/supply-chain/communication/partnerline-privacy.html>

海外グループ会社のサプライヤー: 各社が設置している通報窓口をご利用ください。

更に、人権に関する相談・通報は、一般社団法人 ビジネスと人権対話救済機構(JaCER)が提供する対話救済プラットフォームを利用いただくこともできます。

社内教育

エプソンは、経営理念において個性の尊重と総合力の発揮をうたい、企業行動原則においても、人材開発によって培われた自律と自信が組織風土を作っていくことを掲げています。特に、調達におけるコンプライアンスや、CSR調達については、法規制などの必要な知識を理解することが重要だと考えています。このため、社員および協業者に対して、多層的に教育を行うプログラムを推進しています。

社内必須教育

エプソンでは、全従業員を対象にした基礎研修であるe-ラーニングと、調達従事者を対象にした調達遵法研修を実施しています。

調達遵法研修(日本国内)

研修名	教育内容	対象		2021年度	2022年度	2023年度
調達遵法研修			受講達成率	82%	96%	98%
基礎研修	1. CSR/SDGs/RBA と調達 2. 調達に係る行動規範 3. 関係法令解説 4. 調達手続きに関するルール解説 5. 法令調達ルール違反事例解説	調達業務従事者	目標			
			受講者	400	903	700
			実績			
			受講者	522	903	892
更新研修	1. CSR/SDGs と調達 2. 調達に関わる行動規範 3. 関係法令解説 4. 調達ルール違反ケーススタディ 5. ルール改正ポイントの解説	調達業務従事者、5年ごと	目標			
			受講者	2,470	3,468	1,273
			実績			
			受講者	1,840	3,299	1,037

調達遵法研修(ワールドワイド)

海外生産拠点において、調達業務従事者および管理者向けの調達遵法研修を実施し、調達に関するコンプライアンスやCSRに関する教育を行っています。2023年度は14拠点で3,400名以上が受講しました。

e-ラーニング(日本国内)

教育内容	対象		2021年度	2022年度	2023年度
1. 倫理行動 2. 下請法および調達管理 (法令解説、ケーススタディ)	国内グループ従業員、協業者	目標受講率	90%	90%	90%
		実績受講率	91%	88%	92%

* 倫理行動と下請法を交互に隔年で実施

RBA(サプライチェーンCSR)専門教育(ワールドワイド)

エプソンは、サプライヤーと直に接する立場の調達従事者を対象にした、CSR専門教育プログラムを推進しています。各研修はRBA(Responsible business Alliance)の行動規範およびRBA(VAP)監査基準(A人権労働、B安全衛生、C環境、D倫理、Eマネジメントシステム)に則ったプログラムです。一部の研修は、講師を専門の外部コンサルタントに委託しています。

研修名	内容
RBA基礎研修	RBAの基本的事項、要求(労働、安全衛生、環境、倫理、マネジメントシステム)の概要の基礎教育
RBA専門教育	RBAの要求(労働、安全衛生、環境、倫理、マネジメントシステム)の詳細の専門教育
RBA VAP 監査対応ワークショップ	RBA(VAP)監査を想定したワークショップ形式での担当向け教育
サプライヤー CSR 監査人教育	サプライヤー実地監査を想定した担当者向け教育
RBA基礎教育(e-ラーニング)	RBAの要求の概要理解の基礎教育(調達従事者を含む全グループ社員対象)
責任ある鉱物調達研修	RBAのD7の要求(責任ある鉱物調達)の概要、調査に関する専門教育
鉱物調査の実践研修	鉱物調査に用いる帳票(CMRT/EMRT ^{*1})の理解、作成方法に関する担当者向け教育

^{*1} Responsible Minerals Initiative (RMI) が提供するConflict Minerals Reporting Template (CMRT: 3 TG (スズ、タンタル、タングステン、金)の調査用帳票)、Extended Minerals Reporting Template (EMRT: コバルト、マイカを含むその他の鉱物の調査用帳票)

責任ある鉱物調達

責任ある鉱物調達の対応方針

コンゴ民主共和国 (DRC) または隣接国のような紛争地域におけるスズ、タンタル、タングステン、金 (あわせて3TG) の採掘や取引から得られる利益は、重大な人権侵害を引き起こす武装勢力や反政府勢力の資金源となっています。また、コンゴ民主共和国南部のコバルト鉱山は児童労働の温床となっていると指摘されています。鉱物の採掘および取引は社会および環境リスク伴うものであると考えています。

エプソンは、人権侵害、環境破壊に一切関わらないことを企業方針としています。エプソン製品に使用する鉱物の調達において、いかなる重大な人権侵害も容認しません。また、人権侵害を行う相手先とのビジネス関係の構築や、社会経済や環境の悪化につながる行為に加担いたしません。

責任ある鉱物調達が、解決すべき社会課題であるとの経営認識のもとに、エプソンは企業行動原則において「責任ある鉱物調達」への取り組みを謳い、マテリアリティの「社会的責任の遂行」の重点テーマとしています。また、Responsible Business Alliance (RBA) および Responsible Mineral Initiative (RMI) が掲げるミッションや取り組みを支持し、加盟しています。さらに、サプライヤーに対しても責任ある鉱物調達方針への支持とともに「エプソングループ サプライヤーガイドライン」と「エプソンサプライヤー行動規範」(RBA 行動規範) 遵守を要請しています。直接材サプライヤーには責任ある鉱物調達に関する遵守要請について同意書を提出していただいています。

上記のように責任ある鉱物調達の体制を整備し、イニシアチブに参加するとともに、サプライヤーの協力を得ることにより、「責任ある鉱物調達」の実現に向けて取り組んでまいります。

調査プログラム

エプソンは、責任ある鉱物調達が、取り組むべき重要な社会課題であると認識しています。サプライチェーン全体で責任ある鉱物調達を確認するため、「企業行動原則」において調査体制の整備を謳い、さらに、「サステナビリティ重要テーマ」として取り組み内容を定めています。方針策定や結果については、取締役が参加する経営会議体の一つであるサステナビリティ戦略会議において審議・報告しています。

また、「エプソングループ鉱物調査基準」を制定し、経済協力開発機構 (OECD) 発行の「紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデューデリジェンス・ガイダンス」に準拠した調査プログラムをグループ全体で推進しています。Responsible Minerals Initiative (RMI) が提供する Conflict Minerals Reporting Template (CMRT_3TG の調査用) と Extended Minerals Reporting Template (EMRT_コバルト、マイカを含むその他の鉱物用) を用いて、紛争鉱物 (3TG およびコバルト) について、部品や材料のサプライヤーの協力のもとに上流となる製錬/精製業者を特定しています。サプライチェーンに関する回答を得ることにより、原産国の確認も行っています。

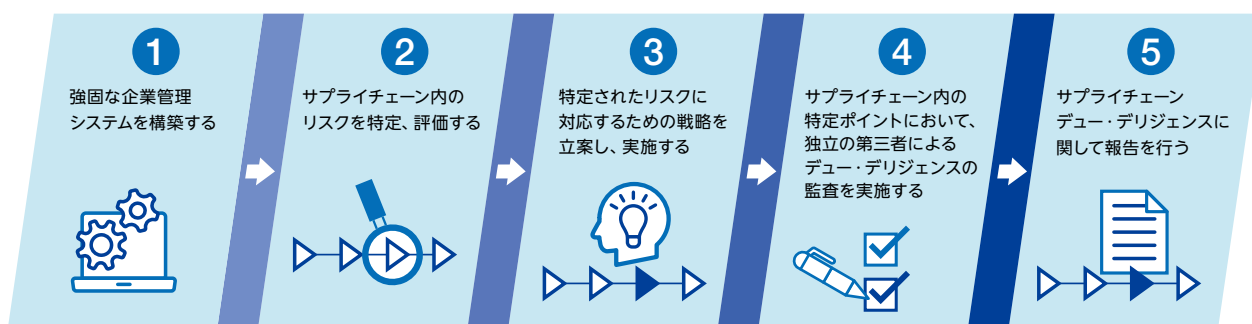
エプソンは、RMI の製錬/精製業者にリスクがないことを認証するプログラムである Responsible Minerals Assurance Process (RMAP) で認証された製錬/精製業者 (CFS) のみからの鉱物調達をサプライヤーに要請しています。これを実現するため、サプライヤーからの回答において、CFS を確認できない場合には、追加の確認、材料やサプライチェーンの変更をお願いするなどして、リスクの回避・緩和に取り組んでいます。

また、世界中の生産拠点において、CSR 調達サプライヤー説明会をはじめとして、サプライヤーと対話する機会を利用して、エプソンの方針への理解、調査精度向上への取り組み要請、紛争鉱物対応動向の共有を図っています。また、サプライヤー向けに調査帳票の教育や調査の理解醸成にも努めています。紛争鉱物対応方針で定める目標の達成に向け、サプライヤーとともに取り組んでいます。

エプソン製品に使用される鉱物の責任ある調達の実現のため、「紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデューデリジェンス・ガイドンス」に従った5段階の枠組みに従い、以下の取り組みを行っています。

- ① 強固な企業管理システムを構築する (エプソンの取り組み：方針の設定、調査プログラム導入、サプライヤーとの契約締結、苦情処理メカニズムの構築)
- ② サプライチェーン内のリスクを特定、評価する (サプライヤー調査によるリスク特定と、リスク評価)
- ③ 特定されたリスクに対応するための戦略を立案し、実施する (リスク評価結果の経営報告、リスク管理計画・実施)
- ④ サプライチェーン内の特定ポイントにおいて、独立の第三者によるデューデリジェンスの監査を実施する (RMIが実施するRMAPプロセスによる監査を支持)
- ⑤ サプライチェーンデューデリジェンスに関して報告を行う (Webサイトおよび、統合レポートなどの媒体により開示)

5段階の枠組み



調査結果

エプソンはResponsible Mineral Initiative(RMI)が提供する調査帳票CMRT、EMRTを使用して調査を実施しています。CMRT、EMRTともに、回答単位を①会社全体②製品別③指定対象から選択できるように設計されていますが、エプソン製品に使用される部品・材料に含まれる鉱物の製錬／精製業者を確実に確認するため、サプライヤーに対して、納入製品を特定した回答をお願いしています。このように調査することにより、リスクを特定することが可能となり、実効性のあるデューデリジェンスにつながるものと考えています。

2023年は、全ての事業において3TGおよびコバルトを調査対象とし、3TGは100%、コバルトは98%のサプライヤーから回答を提出していただきました。サプライヤーからの回答を分析した結果に基づき、おおよそ1-2か月以内に各サプライヤーに個別のフィードバックを行いました。リスクが特定されたサプライヤーには、改善計画書の提出を要請し、各サプライヤーにおいてリスク低減対応を取っていただいています。

確認したリスク

- 特定できない製錬／精製業者が含まれる
- RMAPの適合認定を受けていない製錬／精製業者が含まれる (高リスクエリアの製錬／精製業者を含む)

リスク管理計画

- サプライヤーに対して、取りうるリスク低減対応の説明・提案
- サプライヤーに、特定されたリスクへの対応計画の提出を依頼

サプライヤーにおけるリスク低減対応状況の追跡・監視

- サプライヤーと個別の会議を持ち、リスクが特定された部品、サプライチェーンの状況を確認
- サプライヤーから調査結果の再提出を受け、内容を再分析

具体的なリスク低減の例

- 金を含む複数の鉱物についての使用する製錬業者が特定できないサプライヤーについて、RMAPの認定を受けていない製錬業者使用の有無の再確認を依頼。結果、当社納入部品には当該スマルターは使用されていないことを確認した。
- スズについて、RMAPの認定を受けていない製錬業者が調達ルートに含まれているサプライヤーに対し、調達元（あるいは「調達ルート」）の変更を要請。結果、変更したことを確認した。

3TG調査結果

	2021年度	2022年度	2023年度				
			合計	スズ	タンタル	タングステン	金
特定製錬所／精製所数	406	349	357	89	43	52	173
CFS認定製錬所／精製所数 ^{*1}	244	229	234	70	40	34	90
Active製錬所／精製所数	20	16	5	2	1	0	2
調査票回収率	99%	99%	100%	-	-	-	-

^{*1} Responsible Mineral Initiative (RMI) のResponsible Minerals Assurance Program (RMAP) によって認証された製錬所／精製所

* 製品ごとの詳細情報は、お取引のある販売会社の担当にご依頼ください。

コバルト調査結果

	2021年度	2022年度	2023年度
特定製錬所／精製所数	86	69	80
CFS認定製錬所／精製所数 ^{*1}	23	35	46
調査票回収率	98%	97%	98%

^{*1} Responsible Mineral Initiative (RMI) のResponsible Minerals Assurance Program (RMAP) によって認証された製錬所／精製所

* 製品ごとの詳細情報は、お取引のある販売会社の担当にご依頼ください。

3TG調査結果(製品・調達部品ベース)

エプソンでは、製品のコンフリクトフリー化を目指し、さらに、顧客に開示する情報の精度を高めるため、製品と紐づけた調達部品ベースで情報を管理しています。2023年度調査の結果、製品別では、半導体製品*などにおいてRMIの認定を受けた製錬所／精製所のみを使用していることを確認できました。また、調達部品別では、対象部品・材料約5万点に対して、3TGを含有するものが76%あり、そのうち、66%(2万5千点)に相当する部品について、RMIの認定を受けた製錬所／精製所のみを使用していることを確認できました。

* 半導体製品に関連する特定できた製錬所／精製所情報(名称・所在国等)は、「セイコーエプソン(IC) サプライチェーン上のRMIによって認識されている製錬所／精製所リスト」をご覧ください。製品ごとの詳細情報は、お取引のある販売会社の担当にご依頼ください。

サプライヤーへの情報提供・教育

エプソンは取り組むべき重要な社会課題として「責任ある鉱物調達」の実現を掲げておりますが、サプライヤーのご協力が不可欠のものであることから、サプライヤーへの情報・教育の提供に努めています。

年間を通じて、以下のツール・情報を提供することにより、サプライヤーにおいて常にアップデートされた最新情報を容易に利用していただけるようにしています。

- ・製錬所/精製所のRMAP認証情報を確認するためのチェックツール(エクセル)
- ・製錬所/精製所のRMAP認証更新情報

また、調査回答を提出いただいたサプライヤーに対して、不備・不足など分析結果の詳細をフィードバックしています。これは、サプライヤーにおいて対応(デューデリジェンス)いただきたい内容を明確にお伝えすることを目的としたものであり、調査票ごとにフィードバックシートを発行しています。

これに加えて、サプライヤーからの要望に応じて、調査の支援、調査票の解説などを個別に行っています。

調査依頼のタイミングに、サプライヤー向けの「責任ある鉱物調達」に関する説明会を毎年実施し、鉱物問題の世界的な動向、エプソンの方針、OECDデューデリジェンスガイダンスの説明、および、調査実施方法・調査票の回答方法などについて、継続的な教育を実施しています。2023年は、(延べ)1,100名を超えるサプライヤーに参加いただきました。

第三者監査の受審

エプソンは、製造拠点において、RBAのVAP監査を受審しています。

2022-23年にVAP監査を受審した拠点全てにおいて、責任ある鉱物調達(RBA行動規範D7)についてRBAが要求する基準(RBA VAP監査基準E3)に対して適合となっています。

法人名	所在国	主な製造製品
PT. Indonesia Epson Industry	インドネシア	プリンター製品
PT. Epson Batam	インドネシア	プリンター製品
Epson Engineering (Shenzhen) Ltd.	中国	プリンター製品 プロジェクター製品 ロボット製品
Epson Precision (Philippines), Inc.	フィリピン	プリンター製品 プロジェクター製品
Epson Precision (Thailand) Ltd.	タイ	デバイス製品
Epson Precision Suzhou Co., Ltd.	中国	デバイス製品
Epson Precision Malaysia Sdn. Bhd.	マレーシア	デバイス製品

* RBA行動規範D7:責任ある鉱物調達(概要)

製造する製品に含まれるタンタル、スズ、タングステン、金、コバルトの原産地と調達経路について、経済協力開発機構(OECD)の「紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのガイダンス」または同等に認知されたデューデリジェンスの枠組みに合致した方法で調達されていることを合理的に保証するための方針を策定し、デューデリジェンスを実施しなければなりません。

エプソンは、責任ある鉱物調達に関して、OECDのデューデリジェンスガイダンスの枠組みに合致していることを確認するため、第三者の審査機関によるレビューを実施しました。レビューの結果、取り組みに関する調査方針、調査プログラム・報告、社内の体制整備、計画に従った調査の実施と、取り組みに関するWebサイトでの開示情報の内容の間に不一致はないとの意見の表明を受けました。

責任ある鉱物調達に対する第三者レビュー報告

https://corporate.epson/ja/sustainability/supply-chain/img/vap_240311.jpg

外部団体との連携

紛争鉱物問題は世界的な課題であり、自社の取り組みだけで解決できるものではありません。鉱物問題に取り組むことを目的に設立されたResponsible Minerals Initiative(RMI)や日本における業界団体(JEITA)の活動を支持し、積極的に活動に参加しています。また、エプソンは、製錬所および精製所の監査の費用を負担することも川下企業の責任であるとの考えから、RMIの監査基金に対して寄付しています。

エプソンは、アライアンス・団体の活動を通じて、世界における紛争鉱物の課題解決への取り組みおよび、業界連携によるサプライチェーンの紛争鉱物調査活動の向上に取り組んでいます。

【グローバルに活動するイニシアチブ】

Responsible Minerals Initiatives (RMI)

(参加企業数) 500社以上

(活動例)

- デューデリジェンス
- 認証プログラム
- 共通テンプレート(調査帳票)の開発・提供



【日本の業界団体】

一般社団法人電子情報技術産業協会(JEITA)「責任ある鉱物調達検討会」

(参加企業数) 50社以上

(活動例)

- RMIへの参加／GeSIなどの国際的なイニシアチブと協力
- 各国・地域の規制状況の把握・共有
- サプライヤーへの教育・啓発
- RMI未認証製錬所への監査受審の働きかけ など

鉱物リスクに関する通報

エプソンでは、経済協力開発機構(OECD)発行の「紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデューデリジェンス・ガイダンス」に準拠し、鉱物リスクに関するサプライヤーからの連絡を受け付けています。

サプライチェーン人権デューデリジェンス

1. 方針(国連指導原則16)

エプソンは、経営理念および企業行動原則を経営の根幹に据え、企業活動における人権の尊重は企業が果たすべき重要な責務であると考えています。2005年に国連「グローバルコンパクト」に基づいて「エプソングループ 人権と労働に関する方針」を制定し、また2011年の国連「ビジネスと人権に関する指導原則」(以下「国連指導原則」)に則った行動を実践してきました。2019年4月にはグローバルサプライチェーンの影響を受ける労働者やコミュニティの権利と福祉を支援する非営利組織であるResponsible Business Alliance(RBA)に加盟し、サプライヤーの皆様と共に「RBA行動規範」に則った事業活動を進めています。

また、エプソンでは、刻々と変化するグローバルの事業環境における新たな課題に対応するため、人権への取り組みを強化しており、「エプソングループ 人権と労働に関する方針」を「国連指導原則」の内容に準拠して、取締役会の決議を経て、2022年4月1日付で「エプソングループ 人権方針」として改定しました。

[目録](#) エプソングループ人権方針 (詳細は「付属資料」P.329参照)

エプソンの人権尊重への取り組みは、人的資本・健康経営担当役員の下、DE&I戦略推進担当部門を中心に、本社関係主管部門および国内外関係会社の人事部門とのネットワークを構築して行っています。エプソンでは、「エプソングループ 人権方針」および「RBA行動規範」に基づき、事業上の人権への負の影響として、児童労働、強制労働、その他の搾取的な労働、労働者の権利の侵害や不当な労働条件、差別、およびハラスメントを含む非人道的な待遇などを暫定的に特定し、年1回全グループ会社においてCSRアセスメントを行い、当社およびグループ各社における人権と労働に関する負の影響の評価と是正活動を行っています*。また、労働者および労働組合やその他の労働者団体等は重要なステークホルダーであり、グループ各社において、各地の労働慣行等を踏まえながら、真摯に対話や協議を行っています。

* 2021年、2022年および2023年に実施したCSRアセスメントの結果、当社およびグループ各社における、児童労働・強制労働・差別等の重大な人権侵害事案は0件でした。

人権に関する教育としては、従前からRBA行動規範やその詳細ルールについて社内および国内外関係会社人事部門を中心に周知を図り、役員および従業員に対して、以下の通り教育を行っています。

2021年：「エプソングループ人権方針」の改定にあたり、取締役およびセイコーエプソン本社主管部門や国内外関係会社の関係者に対し、改めて「ビジネスと人権」に関する勉強会を実施

2022年：当社および国内全ての関係会社の従業員を対象とした「ビジネスと人権」に関する必須教育を実施

2023年：当社および国内全ての関係会社の従業員を対象とした「ビジネスと人権」に関する必須教育を実施

エプソンでは、エプソン・ヘルプラインをはじめ、ハラスメント相談窓口、長時間労働相談窓口、従業員相談室などの各種相談窓口を設置し、従業員からの人権と労働に関する相談に対応しています。ハラスメントなどの人権侵害や労働に関連する処罰事案や会社の対応について、定期的に全社開示するとともに社内広報等を通じて注意喚起を行い、同様の事案の未然予防・再発防止に努めています。

また、エプソンでは、お客様や投資家、地域住民の方など全てのステークホルダーの方が利用可能な通報窓口を設置し、あらゆる苦情に対して適切に対応しています。

国内外の関係会社においても、取引先通報窓口を設置し、取引先からの人権と労働に関する相談・通報を受付、対応しています。さらに、エプソン独自の窓口に加えて、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に準拠した苦情処理プラットフォームである一般社団法人ビジネスと人権対話救済機構(JaCER)に加盟し、対話・救済の促進を図っています。

- 通報窓口

日本国内グループ会社のサプライヤー: 相談・通報していただく場合

取引先通報窓口

<https://corporate.epson/ja/sustainability/supply-chain/communication/partnerline-privacy.html>

海外グループ会社のサプライヤー: 各社が設置している通報窓口をご利用ください。

更に、人権に関する相談・通報は、一般社団法人 ビジネスと人権対話救済機構 (JaCER) が提供する対話救済プラットフォームを利用いただくこともできます。

2. 人権影響評価(国連指導原則18)

エプソンは、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、グループ会社はもとより、ビジネスパートナーを含め、製品を開発し、製造し、販売する事業活動に関連したバリューチェーン上の強制労働・児童労働やハラスメント、差別などの、現実のあるいは潜在的な人権への負の影響を特定し、それを調査して問題・課題を析出し、それを予防し、また是正するための「人権デューデリジェンス」のプロセスを継続して回しています。

エプソンのビジネス上における人権尊重の取り組みのプロセスは以下の通りです。

1. 方針制定、経営幹部のコミットメントとグループ内への浸透・定着およびサプライヤーへの要請
2. 人権への負の影響の特定、影響評価
3. 是正計画、負の影響の防止・停止・軽減
4. 対応の効果のモニタリング
5. コミュニケーション・報告
6. 救済措置

具体的な内容は以下のとおりです。

(1) 方針の制定、コミット

 エプソングループ人権方針 (2024年9月改定) (詳細は「付属資料」P.329参照)

エプソンは、「国際人権章典」および「労働における基本的原則および権利に関する国際労働機関 (ILO) 宣言」において定められている人権を尊重し、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」、ならびに加盟する Responsible Business Alliance (RBA) がそれらの国際的人権規範を参照しつつ定めた RBA 行動規範ならびに諸基準・手続きに準拠して人権尊重の取り組みを行っています。

また、RBA 行動規範およびエプソンの方針によって構成される「エプソングループサプライヤーガイドライン」を制定し、サプライヤーに対して周知するとともに、書面による同意を取得しています。

(2) 人権への負の影響の特定・評価の方法

エプソンの事業活動に関係するすべてのステークホルダー(お客様、株主・投資家、地域社会、ビジネスパートナー、NGO・NPO、社員 など)の中で、人権の観点から優先度が高いと考えられる社員・従業員・移民労働者にフォーカスして人権への負の影響を評価しています。

優先度の高い対象者	事業活動による影響／リスク	評価の方法
自社およびグループ従業員 派遣社員 構内常駐業者従業員 サプライヤー従業員 外国籍移住労働者	強制労働、若年労働者、労働時間、賃金・福利厚生、人道的待遇（ハラスメント等）、差別、結社の自由	RBA準拠のセルフアセスメント

年一回、各事業所・国内関係会社・海外現地法人、またサプライヤーに対し同様に継続してCSRセルフアセスメントを実施しています。また、アセスメントによる負の影響特定に加え、通報も、人権影響を評価する手段として重要であると認識しています。

(3) 評価結果、是正・予防

上記の評価活動を通じて人権への負の影響の所在を特定し、特定された影響に対して是正・軽減対策を行っています。

また、サプライヤー、構内常駐業者、人材系エージェントについては、RBA行動規範の各項目（労働、安全衛生、環境、倫理、マネジメントシステム）および先住民や外国籍移住労働者の権利尊重について、セルフアセスメントにより人権への負の影響を特定しています。さらに、セルフアセスメントに加えて、現場確認や監査による確認も行っています。

(4) モニタリング

エプソンでは、毎年一回のCSRセルフアセスメントを継続して行い、各社・各事業所およびサプライヤーにおけるRBA行動規範への遵守状況を確認しています。

さらに、RBA行動規範への自社の適合度を正しく把握し、課題を抽出して是正・改善につなげるため、主要生産拠点において、RBAのVAP(Validated Assessment Program) 監査を自主的に受審しています。RBAの会員義務および顧客要求に従い、VAP監査にて検出された不適合について、是正計画を作成し、是正につとめています。

なお、通報情報を、人権への負の影響への対応の効果測定の手段として、活用しています。

(5) コミュニケーション・報告

人権尊重への取り組み実績および経過は、毎年責任者によりレビューを行った上でWebに開示し、サステナビリティレポートとして報告しています。現代奴隷と人身売買に関しては英国を含む各国の現代奴隷法の求めるステートメントを毎年発行しエプソングループの取り組みを報告しています。

(6) 救済措置

優先的に対応する、「エプソングループ従業員」「派遣社員」「構内常駐業者従業員」「サプライヤー従業員」「外国籍移住労働者」に加えて、お客様や投資家、地域住民の方など全てのステークホルダーを対象とした通報制度やサポートセンターを設置し、あらゆる苦情に対して適切に対応しています。さらに、エプソン独自の窓口に加えて、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に準拠した苦情処理プラットフォームである一般社団法人ビジネスと人権対話救済機構（JaCER）に加盟し、対話・救済の促進を図っています。

● 通報窓口

日本国内グループ会社のサプライヤー：相談・通報していただく場合

取引先通報窓口

<https://corporate.epson/ja/sustainability/supply-chain/communication/partnerline-privacy.html>

海外グループ会社のサプライヤー：各社が設置している通報窓口をご利用ください。

更に、人権に関する相談・通報は、一般社団法人 ビジネスと人権対話救済機構（JaCER）が提供する対話救済プラットフォームを利用いただくこともできます。

3. 特定された人権課題への対応(国連指導原則19)

人権への負の影響への対応の優先度が高い対象者のうち、サプライヤーについては、エプソングループ会社に当たらないため、サプライヤー向けのプログラムを整備し、ワールドワイドで、活動を推進しています。

(1) サプライヤーガイドラインによる行動規範の周知と同意取得

エプソングループサプライヤーガイドラインは、多くのサプライヤーの理解を得るため、7か国語(英語・日本語・中国語・スペイン語・ポルトガル語・タイ語・インドネシア語)を用意しています。Webにて公開するとともに、国内外グループ各社からすべてのサプライヤーに対して周知しています。また、主要なサプライヤーから上記サプライヤーガイドライン遵守の同意書を取得しています。

(2) 人権セミナーによる教育

サプライチェーンにおける人権尊重の確保のためには、サプライヤーの理解が不可欠であると考え、2021年度以降、毎年、専門コンサルタントによる人権セミナーを実施しています。セミナーでは、ビジネスと人権を取り巻く要求や環境課題の理解につながる教育を行いました。

(3) SAQ・是正活動などを通じたデューデリジェンス

エプソンでは、2016年以降毎年、サプライヤーのデューデリジェンスを実施しています。

RBA行動規範の遵守状況を確認するSAQによりサプライヤーにおける人権尊重の取り組み状況を把握し、サプライヤーの拠点ごとに、人権救済の実施に加え対応が必要な事項をフィードバックし対応を要請し、是正の確認を行っています。RBA行動規範中でもA.労働の項目を中心に人権に関わる事項は多岐にわたっていますが、ILO中核的労働基準や国連グローバルコンパクトの原則などを考慮し特に重要な人権項目を特定し、必須対応事項としています。2023年のSAQ回答の結果を受け、対象となるサプライヤーに是正計画書の策定および是正対応を要請し、是正確認を行いました。

(重要項目)

- 児童労働禁止 (ILO条約138号／182号、RBA行動規範A2)
- 強制労働禁止 (ILO条約29号／105号、RBA行動規範A1)
- 労働時間の適正管理 (上限労働時間週60時間、7日に1日の休日付与) (RBA行動規範A3)
- 賃金の適正な支払い (最低賃金・超過時間勤務賃金の適正な支払い、支払日の遵守) (RBA行動規範A4)
- 人道的待遇 (ハラスメント禁止) (RBA行動規範A5)
- 差別禁止 (ILO条約100号／111号、RBA行動規範A5)
- 結社の自由および団体交渉権 (ILO条約87号／98号、RBA行動規範A6)
- 安全で健康な職場環境の確保 (ILO条約155号／187号、RBA行動規範B安全衛生)

2023年の是正事例：

• 外国籍労働者の採用費用の返金

セルフアセスメントにて、製造拠点で活用する製造請負業者において外国籍労働者が本国において採用関連費用を支払っていた事案(語学研修費用やビザ取得費用など)を特定しました。当該製造請負業者と協議を行い、労働者本人に対して、負担した費用の返金を行い、返金が完了したことをエビデンスにより確認しました。さらに、今後は採用費用の労働者負担がない運用を徹底することを、当該製造請負業者と合意しました。

• 雇用契約書

セルフアセスメントにて、複数のサプライヤーにおいて雇用契約書の記載項目の不足および労働者の理解できる言語での作成がされていないことを特定しました。該当するサプライヤーに対して、雇用契約書に記載されるべき項目の詳細説明と書式変更の要請を行い、是正完了したことをエビデンスにより確認しました。

(4) 取引先通報窓口を通じた救済(国連指導原則22,29,31)

国内外全てのグループ会社において、取引先通報窓口を設置し、相談・通報を受け付けています。匿名での通報、現地語での通報が可能であり、通報したことへの報復禁止を徹底し運用しています。

エプソングループサプライヤーガイドラインや説明会における周知・利用推奨に加え、Webサイトから通報が可能であり、サプライヤーの従業員が利用しやすい通報制度の運用につとめています。

サプライヤー従業員からの通報や監査を端緒として把握された人権への負の影響について、救済に至るまで支援を行っています。
(救済の事例)

- 構内請負の製造業者において勤務時間が記録装置の破損により記録されておらず、当該期間の超過時間勤務賃金が不払いとなっていた事例 → (救済内容)当該不足賃金の支払いを確認しました
- 構内常駐の警備会社にて超過時間勤務賃金・休日手当の不払い、休日が付与されていなかった事例 → (救済内容)当該賃金・手当の支給、休日付与を確認しました

グリーン購入

はじめに

エプソンでは、環境活動方針に掲げる「環境に調和した商品の創出・提供」に向けて、環境負荷の少ないものを優先的に調達することを目的に、「有害物質の排除」や「省資源」を重視して推進しています。

今後も、エプソンでは商品の企画・設計から出荷、販売までの製品含有化学物質に関する管理を前提とした、製品含有化学物質保証をより強化するため、サプライチェーン全体での取り組みを推進してまいります。

製品含有化学物質保証に関する基本的な考え方

エプソンは、次の1～5に定める考え方に基づき、生産材を調達します。

1. 法規制を遵守する
2. エプソングループ生産材グリーン購入基準書で規定する禁止条件（閾値、含有部位、用途など）を遵守できるサプライヤー様より調達する
3. 確実な製品含有化学物質保証ができるサプライヤー様より調達する
4. 製品含有化学物質に関するデータの提供ができるサプライヤー様より調達する
5. サプライヤー様で保証されたものを受け入れる

紙製品の調達

木材の違法伐採が、地球規模での環境保全と持続可能な森林経営の推進にとって極めて重要な課題となっており、木材製品の調達における合法性、持続可能性を確保する取り組みが国際的に強化されています。

エプソンは、森林の社会的、経済的、環境的な持続可能性に配慮し、エプソンの調達する主要な木材製品である紙製品について調達の方針を定め、以下の方針への適合が確認できる調達を行っています。

1. 古紙などリサイクルパルプの有効活用
2. バージンパルプが原料として使用される場合は、以下を確認する
 - 合法性
 - 持続性
 - 化学物質安全性
 - 環境管理

対象範囲

エプソンプリンター用専用紙の調達に適用しています。

適合調達管理の内容

「エプソングループ紙製品の調達方針」への適合を確認する品目については、「エプソングループ紙製品の調達方針への適合性証明書」を提出していただきます。